(趣旨)

第1条 この要領は、新居浜市女性人材バンクの設置、運営及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 政策方針決定過程及び各種活動等における女性の参画を促進するため、各分野において見識又 は経験を有する女性の情報を必要とする者に適切に提供し、審議会等への女性委員の登用を促進する ことができるよう、新居浜市女性人材バンク(以下「女性人材バンク」という。)を設置する。 (定義)
- 第3条 この要領において、審議会等とは、審議会、審査会、委員会、調査会等名称のいかんを問わず、 法律又は条例に基づき執行機関の附属機関として設置するもの及び規則、要綱等に基づき任意に設置 するものをいう。ただし、職員のみで構成される審議会等を除く。

(登録の対象者)

- 第4条 女性人材バンクに登録できる者は、市内に在住若しくは在勤するもの又は市内に活動拠点を有する団体等に所属する20歳以上の女性のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、本市の一般職の職員(会計年度任用職員を除く。)、常勤の特別職の職員、地方公共団体の議会議員及び国会議員を除く。
  - (1)市政に関心があり、委員等として積極的に活動する意欲がある者
  - (2)各専門分野において、見識若しくは経験のある者又は資格を有する者
  - (3)その他活動実績等から登録することが適当と認められる者

(登録方法)

- 第5条 女性人材バンクへの登録を希望する者(以下「申込者」という。)は、新居浜市女性人材バンク登録申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、申込書の提出があったときは、これを速やかに審査し、女性人材バンクに登録するか否か を決定し、その結果を新居浜市女性人材バンク登録決定(不決定)通知書(第2号様式)により当該申 込者に通知する。
- 3 女性人材バンクに登録された者(以下「被登録者」という。)は、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に申し出なければならない。

(台帳の登録)

第6条 市長は、前条第2項の規定により申込者を女性人材バンクに登録することを決定したときは、 新居浜市女性人材バンク登録台帳(第3号様式。以下「登録台帳」という。)に申込者に関する必要 事項を登録する。

(登録情報の公開)

第7条 市長は、登録された人材が広く活用されるよう被登録者の承諾を得た範囲において、登録者リスト(氏名、専門・経験・関心のある分野、所属団体、資格、過去の活動状況及び委員就任歴等) を職員に公表するものとする。

(登録台帳の利用)

- 第8条 市長は、次に掲げるときに登録台帳を利用するものとする。
  - (1)審議会等の委員の人選をするとき。
  - (2)研修会、講演会等の講師等の人選をするとき。
  - (3)市の各種事業の推進のため女性の人材を必要とするとき。
  - (4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。
- 2 登録台帳を利用しようとする者(以下「利用申込者」という。)は、男女共同参画担当課長(以下「管理者」という。)に新居浜市女性人材バンク利用申込書(第4号様式。以下「利用申込書」という。)を提出するものとする。
- 3 管理者は、被登録者の同意を得た上で、利用申込者に連絡先等の情報を提供するものとする。
- 4 利用申込者は、被登録者を審議会等の委員又は各種活動の講師等に選出したときは、その旨を速や かに新居浜市女性人材バンク利用経過報告書(第5号様式)により管理者に報告しなければならない。
- 5 女性人材バンクの登録台帳を利用した者は、知り得た情報を利用以外の目的に使用又は提供しては ならない。

(登録台帳の管理)

- 第9条 市長は、登録台帳を管理者に管理させるものとする。
- 2 管理者は、登録台帳を新居浜市個人情報保護条例の規定に基づき、厳重に管理しなければならない。
- 3 管理者は、登録台帳を前条各号に掲げる利用以外の目的で使用または提供してはならない。ただし、 被登録者本人の同意があるときは、この限りでない。

(登録の期間等)

第10条 女性人材バンクの登録の期間(以下「登録期間」という。)は、登録した年度の3月31日 までとする。ただし、登録期間の末日までに被登録者が登録の更新を申し出た場合は、市長は当該登 録を更新する。

- 2 市長は、被登録者から登録更新の申出がないとき又は、登録が不適当と認めるときは、前項の規定 にかかわらず、これを抹消することができる。
- 3 被登録者は、登録内容を抹消しようとする場合は、速やかに新居浜市女性人材バンク登録抹消申出 書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前2項の規定により登録を抹消した場合は、文書により被登録者に通知する。 (情報の提供)
- 第11条 市長は、被登録者に対し、随時審議会等の委員の選考、募集等についての情報を提供すると ともに、必要に応じ、審議会等の委員の募集要項または応募用紙を被登録者に送付する。
- 2 前項の情報の提供は、管理者および審議会等担当課長等が協力して行なうものとする。 (委員の優先選出)
- 第12条 被登録者が審議会等の委員に応募したときは、市長は、これを優先的に当該審議会等の委員 に選出するものとする。ただし、当該委員に応募した被登録者が既に他の審議会等の委員に選任ま たは委員を委嘱されている場合その他審議会の運営上やむを得ない事情が生じた場合には、この限 りでない。

(庶務)

- 第13条 女性人材バンクの庶務は、男女共同参画担当課において処理する。 (その他)
- 第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年12月6日から施行する。